

急性ストレス障害（ASD）の診断基準①

- B. 苦痛な出来事を体験している間、またはその後に。以下の解離性の症状の3つ、（またはそれ以上）がある。
- (1) 麻痺した、孤立した、または感情反応がないという主観的感覚
 - (2) 自分の周囲に対する注意の減弱（例：“ぼうっとしている”）
 - (3) 現実感消失
 - (4) 離人症
 - (5) 解離性健忘（すなわち外傷の重要な側面の想起不能）

この解離性の症状が急性ストレス障害の特徴でPTSDの診断基準にはないもの

急性ストレス障害（ASD）の診断基準②

C. 外傷的な出来事は、少なくとも以下の1つの形で再体験され続けている：反復する心像、思考、夢、錯覚、フラッシュバックのエピソード、またはもとの体験を再体験する感覚、または外傷的な出来事を想起させるものに曝露されたときの苦痛

→ PTSDの診断基準の
B：再体験症状 に該当

急性ストレス障害（ASD）の診断基準③

- D. 外傷を想起させる刺激（例：思考、感情、会話、活動、場所、人物）の著しい回避
- E. 強い不安症状または覚醒の亢進（例：睡眠障害、易怒性、集中困難、過度の警戒心、過剰な驚愕反応、運動性不安）

→ PTSDにおける

診断基準C：回避・麻痺症状

診断基準D：過覚醒症状 に該当

急性ストレス障害（ASD）の診断基準④

- F. その障害は、臨床上著しい苦痛、または社会的、職業的、または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。または、外傷的な体験を家族に話すことで必要な助けを得たり、人的資源を動員するなど、必要な課題を遂行する能力を障害している。
- G. その障害は、最低2日間、最大4週間持続し、外傷的出来事の4週間以内に起こっている
- H. 障害が物質または一般身体疾患の直接的な生理学的作用によるものではなく、短期精神病性障害でも説明されず、I軸、II軸の障害の単なる悪化ではない